

佐倉市補助金検討委員会（第4回）会議要録

日時	令和元年5月28日（火）14時～16時00分	場所	佐倉市役所議会棟第2委員会室
出席者	委員：大塚委員長、池田委員、薄井委員、小野委員、林委員（五十音順）		
	事務局	丸島財政課長 滋野副主幹 菅谷副主幹 佐久間主査補	
	その他	傍聴者 1名	
内 容			
<p>（1）議事</p> <p>1. 補助金のあり方について （委員長）</p> <p>第4回の佐倉市補助金検討委員会を始めるにあたり、本日の議論の進め方を確認したい。具体的な報告書のことも視野に入れ議論をしたいと考えている。全体として、これまでの議論では、補助金行政の進め方をどのようにするかという議論が中心になっている。したがって、報告書においても個々の補助金について、推進する、廃止するといったものではなく、佐倉市において補助金をどのように支出していくかということを提言するということになる。大きな流れとしては現状の分析、それに対する課題を示したうえで、補助金のあり方、そして今後に向けた見直しの方向といったものを意見書としてあげていくという流れになるものと考えている。この流れについてご意見があればここでいただければと思うが、それに先立ち、これまでの議論をまとめた資料につき、事務局から説明を願う。</p> <p>（事務局）</p> <p>配布資料「これまでにご意見のあった着眼点」について説明。</p> <p>（委員長）</p> <p>本日の進め方として、意見書をまとめていくと考えたときに取り上げるべき内容として、現段階では3つの柱があると考えている。</p> <p>1つ目は補助金等の交付基準の内容。例えば、公共性ということについて、もう少し交付基準の中で明確にしたほうが良いのではないかと、あるいは交付対象を団体、個人と分けているが交付基準自体は団体、個人に分かれていないため、分けるほうが望ましいのではないかと意見があった。どのような交付基準にしていくべきか、現状の交付基準の課題及び改善点にはどのようなものがあるのかというのがまず一つ目の論点になる。</p> <p>2つ目は補助金に関する情報を市民の方にどのように知ってもらえるべきかという点である。補助金の周知が十分に行われているかということや、また補助金の申請をするにあたり、手続きがわかりにくい部分があるのではないかと意見もあった。</p> <p>3つ目は交付が決定された後の評価があげられる。補助金の交付を受けている個人や</p>			

団体からの事後報告や評価については現状では具体的な指針がないため、その点を整備する必要があるのではないかといった意見もあった。

この3つの考え方について意見があればいただきたい。また、これ以外にも大きな柱として取り上げるべき内容があれば、あわせて意見をいただきたい。

(委員)

基本的に今意見のあったとおりだと思う。まずはこの3点について議論をする方向でよろしいか。

(委員長)

この3点を中心に意見書の材料を出すという趣旨でご意見をいただきたい。

(委員)

この中で交付基準について、集中して議論しても良いのではないかと思う。

(委員)

公益性の定義に関連して、補助金を使って施設を作った場合等は市民のために使われているかどうかという検証も事後の報告に入れることとなる。補助金交付は単年度で、その成果が出るまでには複数年かかることもあると思うが、その点はどう考えるか。

(委員長)

長期的な活動として補助金の申請をするのか、単年度として申請をするのか、それは申請をする側にある程度はつきりさせていただく必要がある。それを踏まえて、事後評価を行うことになるが、その補助金の必要性や、評価が長期的なものになるかについては、審査をする時点で確認することとなるのではないか。

(委員)

成果に現れなかった場合はどのように判断するべきか。

(委員長)

成果が現れなかったものが継続されるのは問題があるため、成果を上げることを求めていかざるを得ない。しかし、民間事業であれば、単純にお金が回収できたかで評価ができるが、公的機関についてはお金にならない部分で成果を捉えないといけないという難しさはある。何によって評価されるのかにつき、交付金を受ける側と出す側で合意しておき、それに基づいて評価するという方法もある。

(委員)

3つに分けて議論するという方向はわかりやすく良いと思う。この3つの中で、一つの交付基準の見直しについて、この委員会で基準を打ち出したほうがよいのか、そ

れともあくまでも意見という形になるのか。

(事務局)

この委員会では意見書の形で提案をいただき、それを受けた事務局のほうで交付基準を見直す。補助金の要綱は4年周期で設定しているため、最大で4年間の事業の成果を判断し、新たな要綱を作成することとなる。各所属で新しい要綱を作成するにあたっては、見直しに関する意見を反映した新たな交付基準に従っていくこととなる。

《1つ目の論点》

(委員長)

先ほど私が申し上げた3つの柱で進めていくという点については賛成をいただけたかと思う。具体的にその内容に入っていきたい。1つ目の論点である交付基準の問題につき意見をいただきたい。

(委員)

基準の5交付基準の共通基準の項目内、(1)公益性・公共性の③で「事業の内容が行政目的と一致するものであり、効果が広く市民にいきわたるものであること」という内容をすべての人に関係する必要があると捉えるべきではと思われるがどうか。

(委員長)

厳密に言ってしまうとすべての市民の利益が得られるものと限定されてしまうため、限られた一部の人たちが対象にならないようにという意味で捉えるのではないか。

(委員)

表現が抽象的な感がある。①②③の内容をトータルで見ると、社会性の意味合いで幅広く捉えられる。

(委員長)

②の内容が異質に感じる。①③は利益とか効果の話をしているが②の条件が入っていることで公共性、公益性が捉えにくくなる。経済実情は踏まえてないといけませんが、それを公共性、公益性として一つにまとめてしまっていることに疑義がある。基準の役割としては、「特定の限定された人たちのものにならないこと」という説明をしてもよいのではないか。

(委員)

基準の5交付基準の共通基準の項目を4つに分けて挙げていることは、他の自治体の事例と比較しても妥当であると考えられる。しかし、(3)効果性という表現は日本語としてはいかがなものか。ここは「有効性」という表現がよい。(4)適格性は「妥当性」あるいは「補助金額、補助率は妥当かつ明確なのか」、そういった表現がよい。最後に

(1) 公益性・公共性については、ここだけ2つ列挙している点に疑義がある。公益上必要がある場合の判断のために、またここで公益性というのはいかなるものか。内容についても公益性について触れていない。

(委員長)

交付基準の定義としては、「公益上必要がある場合」の判断のために基準を定めることとしているのに、(1)の項目に公益性が再度登場するのは内部で循環してしまっている。どういう場合に公益性があるかというのを踏み込んで決めていく必要がある。

(委員)

他の自治体では「必要性」という言葉を使っているところもある。

(委員)

「必要性」については、補助金の交付を受けようとする団体でないと行うことができないという独自性を明記するのはどうか。

(委員長)

非常に厳しい基準となるため、明記するかどうかには異論もあると思うが、(3)効果性の中での「公益性」の判断に、利益はどのように現れて、それが事後的にこういう形で見えてくるといった内容を申請の段階で示せるかどうかということの一つの基準として考えても良いのではないか。例えば子育て支援であれば、結果として出生率が上がる、人口が増加すると言ってもそれだけの要因で決まるわけではないため、その後に事後評価するというのが難しくなる場合もある。そういう意味で申請者に評価しうる KPI を自分で示してもらおうという考え方はあると思う。

(委員)

そのとおりだと思う。例えば子育て支援であれば、参加した人にアンケートを求めてそれをまとめていくこと、実施した回数や参加人数等、評価すべきことをあらかじめ定めておくことで、申請時に可能な指標かどうか分かるのではないか。

(委員長)

別の論点になるが、(4)適格性の内容はもう少し整理できる。例えば①で違法なことは申請できないという条件があり、③で繰越金があるのに補助を申請することに制限がある。(1)から(3)以外をまとめて(4)に入れて良いと考えられ、整理をして示す必要がある。

(委員)

(2)公平性のところに、情報公開に関する文言を入れたらどうか。市民に補助金制度があるかどうかという情報をスタートの時点で知れる状況になっていないと不公平

と考えられる。また、補助金の交付先の決定についてのプロセスが適正、公平かどうかについても触れるべき。

(委員長)

手続きを整備することも条件になってくる。

(委員)

独自性、必要性に関して、市が直接行えない、経済性が低い、あるいはボランティア団体等が実行したほうが効率的である事業については、団体で行うことによるメリットがあるのではないか。団体が利益を上げなくても、ボランティア精神の一環で行う事業は独自性の一つであり、何か独自のノウハウ技術をもっている、そういう組織的な独自性もある。

(委員長)

その内容について基準に記載するためには、別枠で行うか、内容を追加して整理するのかを考える必要がある。現時点では交付基準は、共通基準と分類別交付基準の2つに分かれている。そこで、もう一つの論点として団体、個人の違いもある。団体に対する基準と個人に対する基準と分けて基準を作成すべきという意見が出ていたが、具体的にどのように表現するべきかについても考えていかななくてはならない。

(委員)

(3) 効果性の内容については「市民福祉の増進について効果が期待できること」と大きな表現となっていてピンと来ないが、他の自治体では、補助金額に見合う効果が十分期待できるか、効果が上がっているのかという表現を使っているところもある。もう少し具体的な表現にしたほうが良い。

また、共通基準の定義が2行しかないが、前段の言葉としては、市民福祉の増進や、年数の経過とともに公共性が乏しくなる補助金について見直しをする等もう少し文言を加えても良いかと思う。

(委員長)

(1) 公益性・公共性の内容と(3) 効果性の内容は、市民全体の利益の増進や市民福祉の増進と同じようなことを言っている。

(委員)

(1) から(4) までの枠を外し、簡潔に箇条書きで示す等キーワードを絞って、最初から文章を作ったほうが良いのではないか。

(委員長)

(1) から(4) まで複数で記載する場合、アンド条件なのかオア条件なのかが問題

となる。

(事務局)

(1) から (4) までの 4 つを全て満たさないと補助の対象にならないと考えられるが、個人に対する補助と団体に対する補助で公益性に関する考え方が変わってくる。団体と個人への補助も全部合わせてこの交付基準で判断するために曖昧な表現になっているものと考えられる。

(委員長)

団体の場合には、その団体に補助をすることで利益を受ける人たちがどれだけ広くいるかが問われる。個人の場合には、個人が不特定多数の人たちに利益を供与できるとは考えにくい。当然公益性の考え方としては違ってくるため、その書き分けは必要になってくる。また、個人ではもらえている人ももらえてない人が不平等にならないようにすることも条件にしなければならない。

(委員)

団体に対する交付基準というものが先にあり個人に対する交付基準は団体の交付基準と照らし合わせて当てはまるか当てはまらないかを考えて作成していく形になるのではないか。

(委員)

(4) 適格性の③については②にはっきりと団体等の会計処理及び使途が適切であることとあるため、とりあえず除外しておいたらどうか。

(委員長)

②は会計機能がないとできないため団体が対象になる。③の繰越金というのは個人ではまずないので別立てになる。

(委員)

コンプライアンス、法令遵守という簡単な内容にしたらどうか。

(委員)

交付基準 (4) 適格性の①は当たり前なので記載しなくてよいと思うが。

(委員長)

当たり前のことも書いておく必要があるかという論点となる。

(委員)

コンプライアンスについてはきちんと順守しているということや、必要性があるとい

うことは記載しておき、法令に違反することが行われたときに指摘できることは必要かと思う。

(委員長)

近年機械製品等のマニュアルが厚くなっているのは当然やってはいけないことなのにやってしまう人がいるためである。例えば電子レンジにペットを入れてはいけないということは、以前は書いていなかった。そういうことをやる人が出てきてしまうと、やってはいけないと書いてなかったではないかという話が出てくるため、あえて書いておく必要があるという考え方がある。このようなことから考えると、コンプライアンスについては書いておいたほうが良いと思う。

《2つ目、3つ目の論点》

(委員長)

交付基準に関してはここでひと区切りとし、次に残りの2つの論点やそれ以外の案件について意見をいただきたい。

(委員)

3年間不交付の補助金について災害に関するものは備えとしてあっても良いと思うが、それ以外のものについては、3年間実績のないものは原則廃止とし、制度を残しておきたいというものは次回までに担当部署から必要性等の考え方を簡潔に挙げてもらいたい。

(事務局)

3年間不交付のものに次回までに一覧表にまとめるようにしたい。

(委員長)

3番目の論点である事後評価について、要綱において事業報告書を最後に求めているが、効果を明確にするためには、事業報告よりも効果報告書なり成果報告書のほうがはっきりすると思うがどうか。

(事務局)

意見いただいたとおり、実績報告書において、決算額や事業の内容を提出している。成果としてどれだけの効果があったのかというものは、担当の所属、内部的な事務として検証しているものはあると思うが、現状の基準においては、補助対象団体に、自分の団体がどれだけの成果を上げているかについて求める状況とはなっていない。

(委員長)

成果が本当に上がっているかどうかは裏付けが難しい部分もあるが、事後評価を行うためには、報告される仕組みが必要でないかと思う。

(委員)

成果報告を市のホームページや団体のホームページで公に閲覧できるような形で公表するとその団体の活動の役割もわかるので良いが、事務コストを考えると難しい部分もあるかと思う。

(委員長)

補助対象が個人のものでは成果を出しにくいとは思いますが、団体の事業補助とかになればそれなりの成果があっても良いのではないか。

(委員)

先ほどの交付基準にも関連するが、(3)効果性の部分で、補助金の市民福祉の増進が期待できることというような曖昧な表現ではなく、補助金に見合った効果が上がっているかという表現にし、実際に成果報告書でチェックを行うことが必要と思う。

(事務局)

成果をどのような形で出していくかにつき、新たな交付基準を作成するときにガイドラインを記載していくことは必要となると感じた。ご意見いただければ基準に盛り込んでいくことができる。

(委員長)

手当でなく補助金である以上は成果を期待して良い。

(委員)

どのような補助金があるか市民がわかるよう担当部署が伝えることから始まり、補助金の交付から完了検査、成果報告までプロセスについて、基準の中できちんと把握できるようにしたほうが良い。

(委員)

団体の補助金に関しては、プロセスを厳しくし、補助を受ける以上は成果を出すというサインを出しつつ、かたや個人で生活弱者の方に関しては申請に関してサポートや支援が受けられるような対応が必要。

(委員長)

生活弱者ということであれば補助金というより手当、民生費という形での対応をしていくなど整理が必要。そうでないと補助金の基準というか作りにくくなる。

(委員)

ホームページや市の広報や回覧では対応ができない場合もある。補助を必要とする一

一人の個人がどこにいるか見つけて、支援できる地域社会の仕組みも必要。

(委員長)

民生委員や区長といったルートを使うという手段もある。

(委員)

担当部署の職員が対象者に対して必要な補助であるのか等の判断をしながらサポートをしていくような仕組みが必要かと思う。

(委員)

すでに行われている部分もあると思うが、そのような対応は必要となる。

(委員長)

手続きの情報公開は必要であり、手続きの段階で事前に相談に応じるような仕組みを作れるよう基準で示す必要もあると考える。

(委員)

補助金の手続きについてどの部署に行けばいいかわからず躊躇してしまうなどの事例もあるのではないか。

(事務局)

不明な場合には市民の声という窓口があり、まずそこで取り上げてもらうことが可能となっている。子育て関係はワンストップで窓口を行っている。ホームページについては分野別に分かれている場所もあるが、適切に分類が行われていない部分もあるため、在り方については考えていかないといけない。

(委員長)

どこの自治体も構成は一緒で、リンクでたどっていくのが大変という状況が見られる。

(委員)

補助金について自治法においては「公益上必要がある場合においては」と記載があり、自由裁量ではなく、客観的に公益上必要があるものとされている。しかし、「公益上必要がある」ことの定義については判例でも明確な基準はなく判断が難しい。

(委員長)

A市にとっては公益となるが、B市にとっては公益とならないといった地域性等ケースバイケースな部分もあるが、交付基準としては大前提として公益性の定義はなければならないものとする。

これまでの意見を踏まえ今後とりまとめを行っていきたい。
以上をもって閉会とする。